

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第239号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和7年10月28日付け諮問建第1585号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

### 答申の概要

#### 1 審査請求人が行った公開請求の内容

建築着工統計調査のうち、県内各市町別の住宅建築坪単価が分かる資料（以下「本件対象文書」という。）

#### 2 公開請求に対する処分の内容

公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）

#### 3 実施機関

石川県知事（建築住宅課）

#### 4 審査請求の経緯

公開請求 令和7年 6月 4日

本件処分 令和7年 6月13日

審査請求 令和7年 9月12日

諮問 令和7年10月28日

答申 令和8年 3月12日

#### 5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件対象文書の公開を求める。

#### 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

##### (1) 結論

本件処分は妥当である。

##### (2) 争点

審査請求人は、住宅建築に係る坪単価の集計結果（市町別）が分かる文書を公開すべきである旨を主張している。実施機関は、本件対象文書として建築着工統計調査に係る調査票（以下「本件調査票」という。）を特定し、当該調査票に記載されている調査票情報は、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当し公開できないと主張している。

##### (3) 審査会の判断理由

当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、実施機関は、集計結果を記載した文書については保有せず、本件調査票のみを保有しており、当該調査票は、仮に公開されることとなれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となることから、条例第7条第6号に該当し非公開とすべき情報である。

#### 7 審議経緯

審査回数3回

# 答 申 書

令和8年3月12日

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和7年6月4日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書（以下「本件対象文書」という。）について、実施機関に対し公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（本件対象文書の内容）

建築着工統計調査（住宅着工統計、月次）のうち、石川県内各市町別の住宅建築坪単価が分かる資料  
第34表に準じ、着工新築住宅利用関係別（総計と持家の別が分かれば可）、構造別（総計と木造の別が分かれば可）、建て方別（総計と一戸建の別が分かれば可）の「戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1平方メートルあたり工事費予定額」

対象月：令和5年1～12月、令和6年1～12月、令和7年1～4月（最新が5月であれば5月も）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年6月13日付けで、条例第11条第2項の規定により次の理由を付して本件処分を決定し、審査請求人に対して通知した。

（公開しない理由）

条例第7条第6号に該当

国が実施している建築着工統計調査に係る調査票情報（統計法（平成19年法律第53号。以下「統計法」という。）第2条第11項に規定する調査票情報のこと。以下同じ。）であり目的外利用が制限されているため。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年9月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和7年10月28日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている内容は概ね次のとおりである。

### 1 審査請求書

#### (1) 趣旨

本件処分を取消し、公開せよとの裁決を求める。

## (2) 理由

### ア 非公開理由に関する実施機関の説明

本件処分に係る通知書は、公開しない理由として「条例第7条第6号に該当」するとし「国が実施している建築着工統計調査に係る調査票情報であり目的外利用が制限されているため」と記述している。

本件処分を受け、審査請求人から実施機関に対し、条例第7条第6号ただし書のどの細分に該当するのかを口頭で尋ねた。これに対する回答は、ただし書ではなく、柱書の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとの説明だった。また、行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドライン（平成21年4月1日統計企画会議申合せ。以下「ガイドライン」という。）によって公開が制限されているとの説明があった。

### イ 本件処分を承服しない理由

#### (ア) 「調査票情報」であるとの実施機関の説明について

統計法に関する資料によれば、調査票情報は「集計していない個票形式のデータセット」と定義される。本件対象文書は、集計後の情報、つまり統計情報であり、調査票情報には該当しないと考える。ガイドラインによっても、こうした統計情報は非公開対象として明示されていない。

#### (イ) 条例第7条第6号柱書「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するか否かについて

当該規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条第6号に相当する。同法の逐条解説によれば、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。したがって、一般的にいて、本号は実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないとされている。

実施機関は「支障」や「おそれ」について何ら具体的な説明をしておらず、これをもって条例第7条第6号に該当するとは言えないと考える。

#### (ロ) 「知る権利」に値すると考える理由

令和6年能登半島地震の被災地の住民からは、建築費が高騰していて、とても住宅を再建できないという訴えを聞いている。どのくらい高騰しているかを報道を通じて明らかにし、その実態を国やその他の政策に関わる人に知ってもらおうとすることは、公共の利益にも資するものであると考える。

なお、審査請求人は、本件公開請求と全く同じ内容で、令和7年6月4日に、国土交通大臣に対しても情報公開法の規定による公開請求を行った。その結果、同年6月24日付で「当該請求に係る行政文書については、作成・取得をしておらず、不存在」として、非公開（不存在）決定がなされた。実施機関が当該文書を公開することが、知る権利に応える上で不可欠と考える。

## 2 反論書

総務省の統計法に関する資料によれば、たしかに統計法第40条第1項は調査票情報の目的外利用を禁じているが、その例外規定として同法第32条から第36条まで、「特別の定めとして、統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用することが可能」との立場を取っている。

実施機関が「国土交通省に確認したところ」として挙げている同法第40条第1項の解釈は、ガイドラインに記載された一般的な非公開の原則にすぎず、どのような場合に二次的な利用が認められるかについて言及されていない。

基幹統計の調査票情報の集計データが公開された事例としては、三重県情報公開審査会平成25年6月

1日付け答申第396号がある。この事例で争点になっているのは、1市町に1つまたは2つの標本しかない場合に情報を公にすれば被調査者が特定されてしまうおそれがあり、果たして公開が妥当か否かという点だ。標本が3つ以上ある市町に関しては当初から問題になっていない。

一方、実施機関の判断は、標本数いかんで被調査者が特定されるおそれがあるか否か、という問題に踏み込まず、一律に非公開とするものである。実施機関は弁明書で「公にすることにより、国土交通省が行う統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する」と述べているが、「支障」や「おそれ」について具体的な根拠を示していない。

このように、実施機関の論拠は、抽象的なおそれに基づくものと言わざるを得ず、当該文書を公開したとしても、具体的な問題が生じるとは考えられない。よって条例第7条第6号（事務事業情報）に該当しないと考える。

なお、審査請求後、実施機関から連絡があり、国土交通省から調査票情報の提供を受け、一部情報を実施機関のホームページ上で公表し始めたという。

それによると、令和5年度および6年度の県内地域別の戸数、床面積、工事費、1平方メートルあたり工事費が記載されている。市町別でなく地域別であること、期間も月次でなく3カ月まとめたものであるなど、審査請求人が求めた集計結果とは異なるものの、知る権利に応えようとする姿勢は一定の評価をするものである。

しかしながら、このように調査票情報の集計結果を公表できるなら、本件処分の根拠となった「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは何だったのか、という疑問が改めて湧いてくる。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書において述べている内容は概ね次のとおりである。

##### (1) 趣 旨

本件審査請求については、棄却されることが適当である。

##### (2) 理 由

###### ア 条例の規定

条例第11条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

###### イ 本件処分内容及び理由

###### (ア) 本件対象文書

本件対象文書は、県内各市町別の住宅建築坪単価が分かる資料である。

審査請求人は、「建築着工統計調査（住宅着工統計、月次）のうち」と条件を付しており、国土交通省が実施する建築着工統計調査に関連する公文書の中から本件対象文書を特定するよう求めている。なお、実施機関において、同省に確認したところ、同調査では市町別に住宅建築坪単価の集計を行っていないとのことである。

###### (イ) 本件対象文書の特定

審査請求人は「坪単価が分かる文書」の公開を求めているところ、一般に、坪単価は建物本体価格を延床面積で除することにより集計することが可能であり、建築着工統計調査に係る調査票には、建物本

体価格及び延床面積に係る情報が記録されている。そこで、当該調査票を本件対象文書として特定した。

(ウ) 条例へのあてはめ

建築着工統計調査は国土交通省が実施している統計法第2条第4項に基づく基幹統計調査である。同法第40条第1項は、統計調査の目的以外の目的のために調査票情報を利用することができない旨を規定している。当該規定の解釈について、国土交通省に確認したところ、統計関係文書の公開に関するガイドラインにおいて、「基幹統計調査に係る調査票情報については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第5条第6号に該当すると解され、非公開とする。」とのことであった。

従って、本件対象文書は、公にすることにより、国土交通省が行う統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当する。

(エ) 本件処分内容及び理由

実施機関は「条例第7条第6号に該当。国が実施している建築着工統計調査に係る調査票情報であり目的外利用が制限されているため」の理由を付して本件処分を行った。

(オ) 本件処分後の対応

実施機関は、「令和6年能登半島地震を受けて、住宅価格等の動向を把握するために県内木造戸建て新築住宅の統計を作成して公表する」ため、令和7年6月16日に、統計法第33条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から「石川県における令和5年度及び令和6年度の各月の調査票情報」の提供を受けており、令和7年9月に当該情報を利用して、県内各地域別の戸数、床面積、工事費、1平方メートルあたり工事費を県のホームページに掲載している。

## 第5 当審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件審査請求における争点について

本件対象文書は、市町別の住宅建築に係る坪単価（令和5年1月～12月、令和6年1月～12月、令和7年1月～4月の月別）が分かる文書である。住宅建築に係る坪単価は、建築物の工事費を床面積で除することにより容易に集計できることから、住宅の所在地、工事費及び床面積を記載した文書も対象に含まれる。

実施機関は、本件対象文書として建築着工統計調査に係る調査票を特定し、当該調査票に記載されている調査票情報は、統計法第40条第1項の規定により利用が制限されていることから、条例第7条第6号に該当し公開できないと主張している。これに対し、審査請求人は、住宅建築に係る坪単価の集計結果（市町別）が分かる文書を公開すべきである旨を主張している。

そこで、当審査会において、実施機関における本件対象文書の保有状況について確認を行う。

### 3 本件対象文書の保有状況について

条例第2条第2項本文は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。

このうち、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味すると解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し建築着工統計調査に係る文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・建築着工統計調査は、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする基幹統計である。
- ・国土交通大臣が統計法第9条第2項(基幹統計調査の承認)の規定により作成し、承認を受けた調査計画によれば、同調査は建築物着工統計調査票、住宅着工統計調査票及び建築工事費調査票により統計を作成することになっている。
- ・本件対象文書のうち、住宅の所在地、工事費及び床面積を記載した文書については、建築物着工統計調査票及び住宅着工統計調査票(以下「本件調査票」という。)を保有している。
- ・また、住宅建築に係る坪単価(市町別)の集計結果を記載した文書については、同調査において、国土交通省は市町別の住宅建築に係る単価の集計を行っていない。県も、独自で集計を行うことが統計法第40条第1項(調査票情報等の利用制限)の規定により制限されていることから、保有していない。

実施機関の上記説明に不自然、不合理な点は認められない。実施機関は、本件対象文書のうち、集計結果を記載した文書については保有せず、本件調査票のみを保有していると認められることから、当審査会において、本件調査票の非公開情報該当性について検討を行う。

### 4 本件調査票の非公開情報該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定しており、公文書の原則公開を規定したうえで、例外的に非公開とする情報として、同条第1号から第7号までを定めている。第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものは、非公開情報である旨を定めている。

当審査会事務局職員をして実施機関に対し本件調査票について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・実施機関は、建築主が建築基準法第15条第1項(届出及び統計)に基づき提出した建築工事届に記録されている情報を、国土交通省が運営するオンラインシステムに入力することにより本件調査票を作成している。
- ・本件調査票には、住宅別に工事費などの情報が記録されており、仮に公開されることとなれば、被調査者と調査実施者との間の信頼関係が損なわれ、その後の調査への協力を得ることが困難となり、国

土交通省が行う統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号の非公開情報に該当する。

- ・なお、ガイドラインも、基幹統計調査における調査票情報については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、一般的に情報公開法第5条第6号の非公開情報に該当する旨を規定している。

実施機関の上記説明に不自然又は不合理な点は認められないため、実施機関が本件対象文書として特定した本件調査票は、条例第7条第6号に該当する非公開情報であると認められる。

以上より、実施機関が本件処分を行ったことは妥当であると認められる。

## 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が地域別・四半期別の集計結果を県のホームページで公表していることや、他県では別の基幹統計調査において集計結果を公開している事例があることから、調査票情報の集計結果を公開すべきであるとの主張を行っているので、この点について検討を行う。

条例第2条は、公開請求時点において「実施機関が保有しているもの」を公文書とする旨を規定している。このことは請求時点において保有していない公文書を公開請求に応ずるために作成する必要はないことも意味するものと解される。

従って、審査請求人の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

また、当審査会事務局職員をして実施機関に対し確認させたところ、実施機関が令和7年9月に県のホームページで公表した集計結果は、統計法第33条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対して提供を依頼し、同大臣から提供を受けた調査票情報を基に、県民等に周知するため実施機関が自ら作成したものである。なお、実施機関によると、審査請求人が希望する市町別・月別で集計する場合は、市町によっては標本数が1つ又は2つしかなく、建築主である個人が特定されるおそれがあることや、統計としての精度を確保できなくなることから、地域別・四半期別での集計を行っているとのことであった。

## 6 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### (審査会の処理経過)

年月日	内 容
令和7年10月28日	実施機関から諮問を受けた（諮問建第1585号）。
7年12月 4日 (第366回審査会)	事案の審議を行った。
8年 1月15日 (第368回審査会)	事案の審議を行った。
8年 2月 9日 (第370回審査会)	事案の審議を行った。